

# 自動車税過誤納還付金届出書

## 委任状

年 月 日

三重県自動車税事務所長 あて

委任者(納税義務者) \*4月1日現在の名義

住所・所在地 三重県津市垂水〇〇〇番地

(フリガナ) 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

氏名・名称 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

実印

下記のとおり自動車税還付金の受領を委任します。

※印鑑証明書の捺印は、印鑑証明書の原本を添付する場合には不要です。

還付金の内容(登録番号、車台番号、還付原因は必ず記載してください)										
登録番号	標板	数字	数字	車台番号	納付金額	納付年月日				
三 重 鈴 鹿				(下3ケタ)	円	年	月	日		
還付原因					税	自動車税				
年 月 日 (抹消・重複納付・その他)										

還付書類 (右記以外の 添付書類は 不要)	印鑑証明書		
	※い ず れ か ※	領収証書(払込金受領証) 原本	発行後1年以内、写し可。 ・委任者の押印が実印であること。 ・領収日付印の押印があるもの。納税証明書ではありません。 ・ページーが利用可能な納付書で、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付された場合は、払込金受領証が領収証書になります。
・委任者(納税義務者)の住所・氏名等が転居・婚姻等により変わっている場合は、住所・氏名等のつながりが確認できる書類(住民票、戸籍抄本、商業登記簿謄本等)を添付してください。(写し可)			
提出期限 (必着)	1日から15日までに還付事由が発生	その月の22日	・提出期限が休日等の場合は、その翌開庁日となります。 ・提出期限を過ぎて提出された場合は、納税義務者に還付されます。
	16日から月末までに還付事由が発生	翌月の7日	

委任者(還付金を受領する者)

住所所在地 〒 -

氏名 氏名 電話番号 - -

還付金の受領方法

口座振込を希望しない \*送金通知書(県外は送金小切手)で指定の金融機関での受取となります。

申請済口座に還付願います \*一度口座振替をご利用いただく申請済口座となります。

下記口座へ振込を希望する(新規・変更) \*以前の申請口座から口座を変更された場合、今後すべて変更後申請口座へ振込となります。

金融機関 銀行・組合 信用金庫 支店 出張所

種類 1:普通(総合口座) 2:当座 口座名義 (カナ) \*委任者名義に  
3:その他( ) 氏名を記入

口座番号 (右5桁記入)

提出先  
〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34  
三重県自動車税事務所 還付担当あて  
電話 059-223-5040 ホームページ <http://www.prefmie.lg.jp/ZIZEI/HP/>

受付印

自動車税事務所使用印

注意事項

- \* 4月1日以降に名義変更で取得された方は納税義務者ではありません。
- \* 委任者欄を含む各記載欄について、記載・押印漏れが無いようにしてください。記載漏れ、記載誤り、押印漏れ等不備があった場合は、返送又は納税義務者に還付することがあります。
- \* 本状を提出した年度内に還付金が発生しない場合はこの委任状の効力は失われます。ただし、3月16日～3月31日までに重複納付等による還付事由が発生したときは、4月7日(土・日)のときは、その翌開庁日)までに提出があれば有効とします。
- \* この様式は自動車取得税にも準用します。

販売店では、特別な場合\*1を除き、下取価格に未経過分の自動車税を含んで、下取価格とさせていただきます。後日、そのお車が抹消\*2になった場合、自動車税県税事務所より残り月の自動車税を当社に対して返金していただく為の書類です。

- \* 1 特別な場合とは、抹消、廃車等、使用済が前提で下取させていただく場合は、未経過分の自動車税は関係官庁より、還付されます。この場合に限り書類は不要です。
- \* 2 抹消とは登録関係の処理であり、車体を廃棄することではありませんので、抹消だから解体というわけではございません。

捺印(実印)をお願いいたします。

印鑑証明書に記載してある、住所・氏名の記載をお願いいたします。  
※車検証上の記載と違う場合には住民票も必要となります。  
尚、転居が2カ所以上の場合は戸籍の附票又は、住民票除票が必要となります。

※見本と書式が、各都道府県によって異なります。